2　法第十六条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

一　保有する議決権の数に増加がない場合（第三号に掲げる場合を除く。）　長期信用銀行議決権大量保有者（法第十六条の二第一項に規定する長期信用銀行議決権大量保有者をいう。以下この条並びに第二十五条の二の十七第二項第二号及び第三号において同じ。）となつたことを知つた日から五日（日曜日及び銀行法施行令第十五条の二に規定する休日の日数は、算入しない。以下この号及び第二十五条の二の十七第二項第一号において同じ。）を経過した日又は長期信用銀行議決権大量保有者となつた日を含む月の翌月十五日から五日を経過した日（当該日が長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日前である場合にあつては、長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日）のいずれか早い日

二　長期信用銀行議決権大量保有者となつた者が外国人又は外国の法人（銀行法第三条の二第一項第一号に掲げる者を含む。次号並びに第二十五条の二の十七第二項第二号及び第三号において同じ。）である場合（次号に掲げる場合を除く。）　長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日

三　［略］

（長期信用銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第五条の九　長期信用銀行持株会社は、法第十六条の四第六項の規定による長期信用銀行等（同項に規定する長期信用銀行等をいい、同条第一項第十一号の三に掲げる会社（以下この条、次条、第二十五条の十第一項第十三号及び第十三号の二、第二十五条の十の二第一項第十四号の二、第二十五条の十一第一項第十号の二並びに第二十六条第三項において「長期信用銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　［略］

二　当該長期信用銀行持株会社に関する次に掲げる書面

［イ～ハ　略］

ニ　株式交付により長期信用銀行等を子会社とする場合には、次に掲げる書面

(1)　株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2)　株式交付計画の内容を記載した書面

(3)　株式交付費用を記載した書面

［三～六　略］

［2～6　略］

（長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第五条の九の二　長期信用銀行持株会社は、当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数（銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　［略］

2　［同上］

一　保有する議決権の数に増加がない場合（第三号に掲げる場合を除く。）　長期信用銀行議決権大量保有者（法第十六条の二第一項に規定する長期信用銀行議決権大量保有者をいう。以下この条並びに第二十五条の二の十六第二項第二号及び第三号において同じ。）となつたことを知つた日から五日（日曜日及び銀行法施行令第十五条の二に規定する休日の日数は、算入しない。以下この号及び第二十五条の二の十六第二項第一号において同じ。）を経過した日又は長期信用銀行議決権大量保有者となつた日を含む月の翌月十五日から五日を経過した日（当該日が長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日前である場合にあつては、長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日）のいずれか早い日

二　長期信用銀行議決権大量保有者となつた者が外国人又は外国の法人（銀行法第三条の二第一項第一号に掲げる者を含む。次号並びに第二十五条の二の十六第二項第二号及び第三号において同じ。）である場合（次号に掲げる場合を除く。）　長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日

三　［同上］

（長期信用銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第五条の九　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

［イ～ハ　同上］

［号の細分を加える。］

［三～六　同上］

［2～6　同上］

（長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第五条の九の二　［同上］

一　［同上］